様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日２０２４年１０月２５日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　おおさきこんぴゅーたえんぢにありんぐ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社大崎コンピュータエンヂニアリング  （ふりがな）　たけだ　けんぞう  （法人の場合）代表者の氏名　武田　健三  住所　〒１４１－００３２  東京都品川区大崎１丁目１１番２号  法人番号５０１０７０１００１９１０  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組 | | 公表日 | ２０２２年９月３０日（更新日２０２４年９月２６日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | DX推進の取組  https://www.oce.co.jp/company/dx\_promotion\_efforts/ | | 記載内容抜粋 | 【経営ビジョン】  信頼とサービスを基本にお客様の確かなDXを実現する  【パーパス】  先進的な情報・通信・電機技術を顧客の現場で応用実践し、顧客と社会の発展を支える  【ビジネスモデルの方向性】  パートナー企業とともに、顧客のDXに対応していき、顧客の人を含めたＩＴ環境全体をシステムとしてとらえ、その運用を支援します。  お客様の確かなDXを実現するためには、当社内のDXを合わせて推進していく必要があります。お客様の確かなDXを実現するための活動として、社内ＩＴ環境の整備および社内変革を推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２１年に当社が向かうべき方向性、重点的に取り組む施策を取り纏めた「第８次中期経営計画」を策定し、２０２１年１２月２１日開催の取締役会において承認。上記は「第８次中期経営計画」に基づき作成・公表した内容である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組  DX の推進状況について | | 公表日 | ２０２２年９月３０日（更新日２０２４年９月２６日）  ２０２４年９月２６日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (1)経営ビジョンを実現するための重要戦略  https://www.oce.co.jp/company/dx\_promotion\_efforts/  DXの推進状況について（２０２４年９月現在）  https://www.oce.co.jp/wp-content/uploads/2024/09/progress\_dx\_202409.pdf | | 記載内容抜粋 | 経営ビジョンを実現するための重要戦略は以下の通りです。   1. リアルタイム経営の実現   「経営情報がほぼリアルタイムに把握できる環境」や「活動報告の効率化・顧客情報の共有活用が図れる環境」を構築します。リアルタイム経営の実現に向けて、グループウエアを情報連携基盤と位置づけ再整備し、各部門で情報を共有することでお客様の商談などの情報を迅速に共有し、更なる受注向上やロイヤルティ向上を図ります。  具体的には、グループウェアを通じて、経営メッセージ、経営戦略や経営状況、人材育成状況などの伝達、改善意見や問い合わせなどの各種コミュニティーの形成を行っております。  ②非知的労働時間の削減  コンピュータを用いる非知的労働には自動化ツール(RPA)を適用し、重複入力などの非知的労働時間を削減し、知的労働時間を増加させることで、生産性を向上します。  ③DX実現に向けた人材育成、確実な品質向上  従来の職種別スキルを横断する教育訓練部的な専門部署を設立して、人材育成、リスキリング(再教育)、品質向上を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２１年に当社が向かうべき方向性、重点的に取り組む施策を取り纏めた「第８次中期経営計画」を策定し、２０２１年１２月２１日開催の取締役会において承認。上記は「第８次中期経営計画」に基づき作成・公表した内容である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | (2)戦略実行体制  https://www.oce.co.jp/company/dx\_promotion\_efforts/ | | 記載内容抜粋 | 全社的な重要戦略については、経営直轄・部門横断型のタスクフォースを構成して推進します。2024年度は６つのタスクフォースを発足、戦略立案実行に取り組んでおります。また、従来の職種別スキルを横断する教育訓練部的な専門部署を設立(OCEアカデミー)して、事業戦略に合わせた技術者の育成と個人のキャリアパスに応じた育成を継続します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | (3)DX戦略実現に向けたＩＴ環境整備  https://www.oce.co.jp/company/dx\_promotion\_efforts/ | | 記載内容抜粋 | 当社のＩＴ投資予算では、新たに情報連携基盤という位置づけにおいて再構築するグループウェア導入と既存システムとのデータ連携に重点的に配分しております。これらシステムは2022年から導入を開始し、2023年9月に稼働しております。  さらには、クラウド型eラーニングシステムの導入など、グループウェアを含めたこれらの環境をオンラインで安全に業務を遂行するためのＩＴインフラにも投資予算を配分しております。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進の取組 | | 公表日 | ２０２２年９月３０日（更新日２０２４年９月２６日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | (4)当社のDX推進の進捗  https://www.oce.co.jp/company/dx\_promotion\_efforts/ | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成状況を図る指標については、DXトピックス商談を着実に積み上げていくことを、目標指標の一つとし、DXトピックス商談件数、サービスの拡充状況、PM(プロジェクトマネージャ)及びDM(DXマネージャ)の育成数、事故発生件数などを目標指標に取り組んでまいります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. ２０２２年１１月１日 2. ２０２４年９月２６日 | | 発信方法 | 大崎コンピュータエンヂニアリング　企業HP  取締役社長名で、当社ホームページにて当社内のDXの推進状況について発信しております。   1. DXの推進状況について：２０２２年１０月現在   https://www.oce.co.jp/wp-content/uploads/2024/05/progress\_dx\_202210.pdf   1. DXの推進状況について：２０２４年９月現在   https://www.oce.co.jp/wp-content/uploads/2024/09/progress\_dx\_202409.pdf | | 発信内容 | 当社内のDXの推進状況について発信しております。  ■戦略実行体制  自治体業務の標準化、DXビジネス推進の具体化などの各タスクフォースへの組み込み  ■IT環境整備  グループウェア（情報連携基盤）、RPAなどの整備状況  ■人材の育成・確保  教育訓練部的な専門部署の設立(OCEアカデミー) |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２２年　６月　～ 継続実施中 | | 実施内容 | 代表取締役社長本人が「DX推進指標自己診断フォーマット」を用いて自己診断を実施。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２００４年　８月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社の情報システムを運用するITセンター運用部門とシステム開発部門（適用組織）は、お客様のシステムを的確に構築・運用するとともに、情報資産の保全又は、個人情報の保護等の社会的な責任を果たす為にISMSの運用を確実に行っております。  最新のISMS情報セキュリティマネジメントシステムの外部審査は下記のとおり実施しております。  ・審査目的：ISO/IEC27001情報セキュリティマネジメントシステムへの適合性・有効性評価  ・審査対象：顧客向けシステムの開発･保守及び運用業務 データセンターのファシリティ･ネットワーク･アプリケーション及び運用サポートのサービス提供  ・審査実施期間：2023年11月８日～11月10日  ・審査実施者：株式会社日本環境認証機構  （審査結果は別紙「審査結果通知書」別添） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。